

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社佐電工
法人番号 : 8300001000424
業者の住所 : 佐賀県佐賀市天神1-4-3
- 2 指名停止の期間 : 令和7年5月16日～令和7年7月15日(2か月)
- 3 指名停止の措置対象地区 : 九州沖縄地区

4 事実概要

本件は、佐賀県多久市が発注した照明設備改修工事をめぐり、当該業者の営業本部副本部長が、公契約関係競売入札妨害の容疑で令和7年2月18日、佐賀県警に逮捕されたものである。

また、3月11日に佐賀簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

5 指名停止の理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第8号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象地区
1～7 省略	省略
(公契約関係競売等妨害又は談合) 8 他の公共機関の役職員が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においては発生地区に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 発生地区を対象として2か月以上12か月以内 発生外地区を対象として1か月以上12か月以内
9～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)